

屋外の岩石等の研磨・ばり取り作業

宮崎労働局
宮崎・延岡・都城・日南労働基準監督署
第8次粉じん障害防止総合対策

は、**じん肺にかかるとおそれがある「粉じん作業」**です。
手持式又は可搬式動力工具を用いて当該作業を行う場合、屋内屋外を問わず、

防じんマスク 着用



が必要です。

毎月 日は「粉じん対策の日」!!!

事業場名 ()

保護具着用管理責任者名 ()

